

富田林市中学校給食費の納入について

学校給食は、保護者の皆さまにご負担いただく給食費と市の予算とで運営し、給食費は食材の購入のみに充てています。

■中学校給食費の額と納付期限について

- ① 1食あたり 410円
- ② 年間の給食を提供する日数は最大184日(令和8年度は120日)です。
- ③ 給食を提供した日数に基づき翌月(4月分のみ翌々月)の請求となります。
- ④ 納付期限
4・5月分—6月末 6月分—7月末 7月分—8月末 9月分—10月末(令和8年度は無償提供)
10月分—11月末 11月分—12月末 12月分—1月末 1月分—2月末 2月分—3月末
3月分—4月末
- ⑤ パン、ご飯、副食、牛乳について、アレルギー等で喫食できない場合、事前に学校へ申し出て頂ければ、それらを除いた金額で算定します。
- ⑥ 就学援助の受給が認められた場合の中学校給食費は、就学援助費から直接学校給食課に支払われます。認定の結果がでたら給食費の徴収がなくなり、納付済みの給食費につきましては、学校給食課より後日還付いたします。
- ⑦ 生活保護を受給されている方は、生活保護費から直接学校給食課に支払われます。

■欠食や再開等の届け出について

病気等により給食を長期間欠食や、再開する場合などには、事前に学校と相談し、必要な届け出書を保護者から提出していただきます。

ただし、学校行事や学年・学級での集団による欠食の場合は、学校と調整します。

【給食費納入のお願い】

学校給食は、保護者のみなさまの給食費により、食材を購入することによって成り立っています。公平な負担をお願いするため、経済的困窮などの理由がないにもかかわらず、給食費を支払っていただけない未納者に対しましては、督促や法的措置等を実施します。

★学校給食費は、月末(金融機関が休業日の場合、翌営業日)にご指定の口座から引き落としをしますので、口座残高を確認し、前日までに口座への入金をお願いします。口座振替の再振替はいたしません。

お問い合わせ

富田林市学校給食課(中学校給食係)

富田林市藤沢台二丁目3番2号 電話0721-69-4919